

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験とは、以下のいずれかに該当するものとする。
(詳細については、厚生労働省告示第230号を参照のこと)

- 第1及び第2の期間が通算して5年以上かつ当該期間から第3の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上であること
- 第4の期間が通算して10年以上かつ当該期間から第5の期間を除いた期間が3年以上であること
- 第1、第2及び第4までの期間を通算した期間から第3及び第5の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつ第6の期間が通算して5年以上であること

次の①から⑦に掲げる者が、相談支援の業務(身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間

業 務 内 容		根 拠 法 令 等
①	地域生活支援事業の従業者	(障害者総合支援法第77条第1項及び第78条第1項)
	障害児相談支援事業の従事者	(障害者総合支援法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法第6条の2第1項)
	身体障害者相談支援事業の従事者	(障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項)
	知的障害者相談支援事業の従事者	(障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条)
②	児童相談所(法第12条第1項)の従業者	(児童福祉法第12条第1項)
	児童家庭支援センター(法第44条の2第1項)の従業者	(児童福祉法第44条の2第1項)
	身体障害者更生相談所の従業者	(身体障害者福祉法第11条第2項)
	精神障害者社会復帰施設の従業者	(障害者総合支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項)
	知的障害者更生相談所の従業者	(知的障害者福祉法第12条第2項)
	福祉に関する事務所の従業者	(社会福祉法第14条第1項)
	発達障害者支援センターの従業者	(発達障害者支援法第14条第1項)
③	障害児入所施設	
	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	(児童福祉法第37条、41条、43条の二、44条)
	障害者支援施設	(障害者総合支援法第5条第12項)
	老人福祉施設の従業者	(老人福祉法第5条の3)
	精神保健福祉センターの従業者	(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項)
	救護施設及び更生施設の従業者	(生活保護法第38条第2項、第3項)
	介護老人保健施設の従業者	(介護保険法第8条第27項)
	地域包括支援センターの従業者	(介護保険法第115条の46第1項)
	障害者職業センターの従事者	(障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項)
	障害者就業生活支援センターの従事者	(障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項)
④	学校教育法第一条に規定する学校(大学を除く)その他これらに準ずる機関の従業者	
⑤	病院若しくは診療所の従事者(社会福祉主事任用資格者等【注1】)並びに第4に掲げる資格を有している者、第1の①から⑤に掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る。))	(健康保険法第63条第3項)
⑥	その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者	
⑦		

	次の①から⑥に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等【注2】並びに精神障害者社会復帰指導員任用資格者が、直接支援の業務(身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務)に従事した期間	
	業 務 内 容	根 拠 法 令 等
第 2	①	障害児入所施設、乳児院、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設の従業者
		助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設の従業者
		療養病床の従業者
		障害児通所支援事業
	②	児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
		障害福祉サービス事業の従事者
		老人居宅介護等事業の従事者
	③	病院若しくは診療所又は薬局の従事者
		訪問看護事業所の従業者
	④	障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社の従業者
	障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従業者	
⑤	学校その他これらに準ずる機関の従業者	
⑥	その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者	
第 3	老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等又は精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間	
第 4	第2①から⑥に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等又は精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者でない者が、直接支援の業務に従事した期間	
第 5	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室のその他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等又は精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者でない者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間	
第 6	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	

【注1】「社会福祉主事任用資格者等」は、社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者のことを指す。

【注2】「児童指導員任用資格者等」は、保育士及び児童指導員任用資格者のことを指す。

【注3】1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。